

議案第 30 号

平成 30 年度 東伊豆町一般会計補正予算(第 12 号)

平成 30 年度東伊豆町の一般会計補正予算(第 12 号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 31 年 3 月 25 日 提出

静岡県東伊豆町長 太 田 長 八

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5. 農林水産業費	1. 農業費	農業振興事業	1,874